

## 蒲郡市チームオレンジ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に規定する共生社会の実現のため、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定。）に規定するチームオレンジ事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症サポーター 認知症サポーター養成講座（認知症サポーター等養成事業の実施について（平成18年7月12日老計発0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）別添認知症サポーター等養成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）3(2)に規定する講座をいう。）を受講した者をいう。
- (2) チームオレンジ 地域の認知症の人及びその家族の支援ニーズとステップアップ講座（実施要綱3(3)に定める講座をいう。以下同じ。）を受講した認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みをいう。
- (3) チームオレンジコーディネーター チームオレンジの活動を推進するため、認知症介護、福祉又は地域活動に関する専門知識を有するとして市長が認めた者をいう。
- (4) チームオレンジメンバー ステップアップ講座を修了した者のうちチームオレンジメンバーとして登録した者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) チームオレンジコーディネーターの配置に関すること。
- (2) チームオレンジの活動及び運営に係る支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(チームオレンジコーディネーターの配置)

第5条 チームオレンジを整備しその運営を支援するため、チームオレンジコーディネーターを市長が定める場所に配置する。

(チームオレンジコーディネーターの事業内容)

第6条 チームオレンジコーディネーターの業務は、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知)別紙「地域支援事業実施要綱」別記3包括的支援事業(社会保障充実分)3認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号)(3)認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業に記載のとおりとする。

(チームオレンジメンバー)

第7条 チームオレンジメンバーは、認知症の人及びその家族がチームオレンジの1人として参加できるよう配慮するものとする。

(チームオレンジの活動内容)

第8条 チームオレンジは、認知症の人及びその家族の支援ニーズに合わせた地域活動等を、チームオレンジメンバーが企画し、展開するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する